

<地方公務員等共済組合法の適用拡大による被扶養者の新規認定審査における提出書類一覧>…「○：必須、×：不要、△：必要に応じて」

認定対象者の続柄		提出書類名						
		18歳未満の子	18歳以上の子(同居)	18歳以上の子(別居)	配偶者	同居の父母	別居の父母	その他
認定対象者	①被扶養者申告書(みなし認定者用)	○	○	○	○	○	○	○
	②生計維持関係調査票	○	○	○	○	○	○	○
	③組合員の住民票謄本(=世帯全員の住民票)(※1)	○	○	○	○	○	○	○
	④戸籍謄本(※2)	△	△	△	△	△	○	○
	⑤組合員の所得証明書(※3)	○	○	○	○	○	○	○
	⑥組合員の配偶者の所得証明書(※3) (配偶者が被扶養者でない場合のみ)	○	○	○	△	△	△	△
	⑦組合員の配偶者の確定申告書及び収支内訳書の写し (配偶者が被扶養者でない場合で事業収入等がある場合)	○	○	○	△	△	△	△
	⑧住民票謄本	×	×	○	×	△	○	△
	⑨所得証明書(※5)	×	△(※4)	△(※4)	○	○	○	○
	⑩在学証明書	×	○	○	×	×	×	×
	⑪雇用証明書(給与収入がある場合) (令和4年7月～令和4年9月給与支給実績)(※6)	×	△(※4)	△(※4)	○	○	○	○
	⑫確定申告書及び収支内訳書の写し (事業収入等がある場合)	×	○	○	○	○	○	○
	⑬認定対象者の配偶者の確定申告書及び収支内訳書の写し (事業収入等がある場合)	×	×	×	○	○	○	○
	⑭公的年金を受給している場合、当該年金の決定通知書など最新の年金額が確認できる書類	×	○	○	○	○	○	○
	⑮雇用保険受給資格者証等の写し (基本手当・再就職手当等受給中の場合など)	×	○	○	○	○	○	○
	⑯傷病手当金・児童手当・児童扶養手当を受給している場合、金額が確認できる書類	×	○	○	○	○	○	○
	⑰送金の事実が確認できる書類(通帳のコピー・振込依頼書の写し)令和4年10月送金実績(※7)	×	×	△(※4)	×	×	○	○

○注意事項については、次ページをご覧ください。

## <注意事項等について>

- ※1 続柄は省略しないでください。
- ※2 ③の「住民票謄本」で続柄が確認できる場合は省略可。
- ※3 組合員に配偶者がいない場合には、添付不要です。また、所得証明書に代えて「市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」の写しで代用可。
- ※4 学生の場合にのみ、「在学証明書」の添付があれば不要。学生以外の場合には必須となります。
- ※5 個人番号が「被扶養者申告書」に記載されていること及び「同意書」を提出することにより省略できます。
- ※6 認定対象者に給与収入がある場合に添付していただく「雇用証明書」については、令和4年7月～9月の給与実績が必要となるため、同証明書は令和4年10月に提出いただいても構いません。
- ※7 別居の者への援助額については、四半期毎に最低1回（年4回以上）、短期組合員から被扶養者である別居者の金融機関口座へ援助額（送金）が必要となりますので、援助額が確認できる通帳の写し等の提出をお願いします。（令和4年10月送金後に提出いただいても構いません。）

### 最低援助額（月当たり）

別居の認定対象者の前年収入年額×50%÷12か月【千円未満切捨て】

※この算式で計算した金額が25,000円に満たない場合（前年収入年額がない場合を含む。）は25,000円

例）別居の両親を被扶養者として認定する場合の送金額（父母（夫婦）の認定基準額合計310万円未満の者）

収入：父（69歳）公的年金100万円、母（59歳）無収入0円

父100万円×50%÷12=41,000円 母0円 25,000円

⇒この場合、両親への援助額は合計で66,000円（=41,000+25,000）と必要となりますので、10月中に送金していただき、それを証する書類（通帳のコピー・振込通知書のコピーなど）を提出してください。

## 参考

### 父母（夫婦）の認定基準額について

父母（夫婦）の場合、年間収入推計額の合計が次に掲げる1～3の認定基準額以上となる場合は認定できません。

1 父母（夫婦）ともに公的年金受給者でない場合	260万円
2 父母（夫婦）いずれかが公的年金受給者又は公的年金受給者でない場合	310万円
3 父母（夫婦）ともに公的年金受給者の場合	360万円